

第2回特別職報酬等審議会

日 時：平成25年2月1日（金）午前10時～

場 所：第3委員会室

出席者：木曾委員、秦泉寺委員、日野委員、松本委員、山口委員（五十音順）
事務局（武智、河合、西山）

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 審議会提出資料説明
 - ア 市議会議員の日当制・年俸制について
 - イ 県内各市及び類似団体の特別職報酬等の対市長格差率及び対議員格差率について
 - ウ 大洲市の答申状況（平成25年1月29日付け愛媛新聞抜粋）

（事務局）【資料に基づき説明】

（会 長） ただ今、事務局から資料の説明がございましたけれども、この新しい資料について御質問や御意見はありますか。

（委 員） 今の説明では、市長を100とした場合に議員が30.いくら。この比較の仕方は適当でないのではないかと思います。勤務日数に対してどうかということを最初から言っているのだから、こういう表現の仕方はどうか。市長の勤務日数に対して金額がいくらになるのか比較して欲しかった。

（事務局） 実際、北海道の福島町は、市長の勤務日数に対する議員の勤務日数の割合を算出し、市長、副市長、教育長の給料の平均額から、勤務日数の割合を掛けて決定しています。これは、議員の報酬額が市長の何割になっているとか、類似団体の平均値はこれくらいになっているという、あくまでも一つの指標として記載してみました。

（会 長） 他に何かありませんか。新しい資料の1ページの地方自治法を読むと、報酬は支給しなければならない。「ならない」だから出さなければならない。期末手当については「支給することができる」ということですから、市町村が条例でしないと決められるということですよ。確認しておきたいのですが、報酬等審議会は「報酬等」となっているから報酬と期末手当について意見が言えるのですか。それとも報酬だけなのですか。極端な話をすれば、法律で支給することができるというのだから、今の時代、期末手当は支給しなくてもいいのではないかと。期末手当について言えないのであれば、期末手当は除いて報酬額についてのみ高い・低いと審議し

ますけれど。

(事務局) 審議会条例第1条に、議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額について審議するため、となつてございます。

(会長) 期末手当については言えないわけですね。

(事務局) そうです。

(委員) 実際どこも支給しているということですよ。

(会長) 出さないと決めることは自分たちで決めればいい事ですよ。法律では「支給しなくてはならない」とは決めてないですよ。「することができる」というのと、「しなければならない」というのは違いますから。期末手当に対してはどうか言うことは出来ないということですよ。

(委員) 期末手当の話が出ましたが、資料の期末手当107万2,030円というのは、議員の月額報酬31万6千円の2.95倍とならないように思うのですが、どういう計算ですか。

(会長) 資料1ページの条例第5条第2項に、前項の期末手当の額は議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15の割合に乗じて得た額に合計額に一定の率を掛けるとなつている。

(委員) 職員もそうですか

(会長) 職員は職位によって異なるのでは。

(委員) 通常考えたら月額に、月に10万円なら10万円の2.95か月かと。

(会長) これについて審議会では何も言えないとなつている。それでは前回の資料を基にそれぞれ御意見を言っていたらと思います。

(委員) 昨年、職員は何パーセント減額になったのですか。平均で結構です。

(事務局) 昨年度の職員給与改定につきましては、高齢層の職員に対して行っております。その対象職員が約40名おりまして平均月額1,227円です。これを全職員355人で割りますともう少し小さくなりますが、対象職員以外の若手の職員につきましては、全く改定がございませんでした。

(会 長) 55歳以上の年齢の公務員の方の給料が上がらない、昇給をしないということで、もし上がると仮定した場合にこれだけの金額となるということですよ。

(委 員) それでしたら対象職員とすべきであって、全職員と書いているということは、我々の理解は355人の職員という理解となる。

(会 長) 前回、対象職員38人と言っていましたよね。

(事務局) 計算をしますのでお待ちください。ひと月の額に換算しますと4万6千円となります。これは対象職員38人に対して4万6千円ですので、全職員で割った数字を出したいと思います。

(委 員) (議員報酬は) 時勢的にこの程度下げてもいけない。普通感覚からすればちょっと多い。自分たちの生活と比べると確かに激務ですけど、議員は毎日働く常勤でもないですし、それを思うと少し下げてもいいと思う。大洲市の答申の例もありますし。

(会 長) 事務局が追加で出した資料、都道府県議会制度研究会の最終報告においても、報酬とは日当と理解されているけれども、議員の報酬は、日頃住民との接触活動をしているから報酬という名称はふさわしくないとしているけど、それなら委員が言われるように今後の方向性として、年俸制をとということもある。

答申については、据置くという考え方、上げるという考え方はないのですが、下げる方向という結論に達するか、3つしかないと思うのですが、どの方向性でいくかという御意見はありませんか。

(委 員) 社会情勢からすれば、下げざるを得ないのではないかと思います。

(委 員) 先日の大洲の新聞記事。なぜ大洲市は大きく下げたのか検証してみないといけないと思ひまして自分なりに考えてみました。市民一人当たりの負担と考えると、市長は大洲市であろうと松山市であろうと対象は一人だけだが、要は議員数、我々が感覚として議員一人当たりの31万6千円が高いか安いということと、議員報酬の全体総額として考えた場合に議員定数に関係してくることでありますが、これは私達が言えることではありませんので、市民として考えるのは、議員報酬の総額としていくら払っているか、これは我々もタッチできるかなど。大洲市は議員に対して市民一人当たり1,947円、これには先ほどから問題となっている期末手当を含まないで報酬だけで見ている。報酬額に議員数を掛けて人口で割ると1,947円支払っている。愛媛県のいろいろある市の中で人口が多い松山市や新居浜市を対

象にはいけませんので、人口 5 万人以下の 5 市をとってみると大洲市が一番高い。次に伊予市が 1,943 円で 2 番目、5 市の平均をみると 1,890 円となる。これで大洲市はかなり削減したのかなど。市長は一人ですから対象にしておりません。伊予市もそこら辺りを考慮するとすれば、考えるべきところは議員についてはあるのかと思う。

(会 長) 今の意見、数字は事務局で電卓をおけば直ぐに出るのでは。今日の資料 4 ページの住基人口、大洲市が 7 番目、西予市が 8 番目、伊予市が 9 番目で 10 番、11 番目まである。議員の報酬月額に 12 月と議員定数を掛けてそれを住民基本台帳の人口で割ったら出ますよね。大洲市から言っていたらと思います。

(委 員) あまり時間がなかったため間違っているかもしれませんが、作って来ています。

(会 長) 議員の定数は審議会では言えませんし、期末手当も言えない。要は報酬の月額を下げるか上げるかを言えるわけで、先ほど委員から提案のあった報酬額全体を捉えて年俸制にして考える提言くらいはできる。年俸制にして期末手当や他の経費も入れて考える方が、より市民に分かりやすくなると思いますけれどもね。先ほどからの期末手当が 2.95、報酬月額に 15% 上乘せなど、条例を細かく見ないと分かりませんからね。議員報酬の総額で考えた場合に、議員は市民の意見を汲み取る民主主義の根本から言えば 100 人いても 200 人いてもその方がいいですよ。ただ、人数多ければ経費がいるわけですから定数の削減が言われている。実際に報酬の総額をこれだけだと抑えてしまって、あとはそれ以下ならいいという考え方につながらばと思うのですけれど。そこらがね。

(事務局) 現在の定数で計算しますと、大洲市が一人当たり 2,212 円、西予市が 1,921 円、伊予市が 2,041 円、八幡浜市が 1,775 円、東温市が 1,865 円です。

(会 長) 議員に支払う年間の報酬総額を市民一人がいくら負担しているかということですね。こう見ると伊予市が 5 市の中では 2 番目。

(委 員) 1 番目の大洲市は下げますからね。

(委 員) 去年の審議会でも議員の報酬が高いという意見がありました。過去、市長は自主的に下げられていますが、議員は審議会の答申どおりとなっていますので、その積み重ねから議員が割高になっているのではないかと思う。市長はあえて自主的に下げています。

(委員) 伊予市の場合は職員数をかなりスリムにしていますよね。市民の人数から職員の数で割ってみましたら、他の市を抜いてはるかにスリム化している。一般的に市長ほか議員を含め理事者側では。理事者側もやはり職員だけに無理をさせるだけではなく、自分自身も多少は努力して削減する方向を出すべきであろうと、そういう意味で定数は言えませんから経費面でスリムになるような、今の時勢柄、一般企業でもそうだと思う。行政としても議員報酬を少し下げさせていただくべきだと思います。

(会長) 資料を見ると、伊予市の一般職員がかなり人数削減をして経費を削減しているのだから、会社で言えば社長とか役員も率先して身を切るべきだという御意見ですね。特別職は職員にだけ痛みを与えずに自分達が身を切りなさいと、職員は、給料表は下がってはいないが数を減らしている。仕事も増え業務も複雑になっているのに、職員数を減らしてやりなさいということ。職員の給与表が0.何パーセント下がったから下げる、また下がってはいないからそのまま据置くのではなくて、職員は人数を削減しているということですね。

(委員) 議員はそれぞれ仕事を持ちながら議員をされているのですか。

(会長) 個別の職業まで詳しく分からないが、農業とか別の仕事をされている方もいると思います。

(委員) 議員報酬だけで生活されている方もいるのですか。

(委員) 一部の方は議員報酬で生活されているのかもしれない。

(委員) ほとんどの方が議員報酬だけで生活しているのではないか。

(会長) サラリーマンの方が会社勤めをしながらというのは、会社を首にされることがあるかもしれないが、自営業の方はできる。あとは高齢者の方が多いですかね。年金を受給しながらという方もいますかね。生活費になっているかと言われれば多少なりともあると思う。実態としてはどうですかね。

(委員) 議員の報酬だけで生活することはいけないとか決まっているのですか。

(会長) そのような決まりはないと思う。生活費に使ってはいけないとか、議員活動にしか使っては駄目だということはないのでは。考え方としては、議員活動に対する報酬ということなのでしょうが、一般的に生活費に充て職業としているのではとかいう個別のことは分からない。

(委員) 前回の時に年俸制の考え方がすごくいいと思ったのですが、今回の資料でも他にそういう意見が出ているということもありますので、現時点で、はっきりとは無理なのかもしれませんが、ゆくゆくはこれだけの報酬額の中で市民のために活動するという方向となるよう検討し、また月額を決めなくてはならないのであればそれに見合う額にすればいいと思う。今回かなり下げることが無理でも少しずつでも下げる方向がよい。ゆくゆくは1年間働いてこのくらいという考え方の年俸制になればいいと思いました。

(会長) ここで年俸制にしなさいとするのは、年俸制を検討すべきではないかということを行行政側に投げかけるくらいですかね。他の審議会でも意見が出ているようなので私達もという意見でいいですか。

(委員) はい、それでいいです。すぐには無理だと思いますので。

(会長) 年俸制の話は将来の検討課題として、今の金額を下げるのか据置くかそこらをまずは議論の前段として決めないといけない。

(委員) 据置くと伊予市の類似規模の団体と比較して割高となるのではないか。

(会長) 県内の類似規模で見ますと、委員の意見でありました一人当たりの負担額で言えば2番目だから、西予市より下げるという方法もありますね。人口の順番からすると西予市、伊予市、八幡浜市となっているわけですから。

(委員) 一人当たりの月額で見れば9番目となっていますが、総額で見ると違うということです。

(会長) 一人当たりの負担額で見ると市長はどうか。

(委員) 市長は自ら下げているからね、過去に敢えて下げているから上げましょうという話には、情勢からしてないのではないですか。

(会長) 議長はこれだけ、副議長はこれだけ、議員はこれだけ下げるという個別に言えるわけですか。

(委員) 個別に出さないといけない。

(会長) 下げる方向とした時に、いくら下げるのか根拠付けが必要ですよね。

(委員) 下げた方がいいと思いますが、どうしてこうなるのか。

(会 長) 人数で割るかとか根拠が必要。過去にもこういう人口規模で並べた時に、順位どおりとするのか、県下最下位のところまで下げるのかなどと議論があったかと思う。なぜ下げるのか、かなりの資料がないと。

(委 員) 先ほどの計算方法で説明できるのでは。

(委 員) これがいいのか悪いのか別としまして、参考までに5万人以下の5市の市民一人当たりの負担額を出してみますと1,890円40銭となります。

それから見ますと、伊予市の場合は53円高い。その5市の平均に持っていくとすると、現在の報酬額から2.7パーセント下げると計算上5市の平均になる。

(会 長) その理屈で行くと、市民一人当たりいくらの金額を報酬として支払っているということになりますね。

(委 員) ただ、議長と副議長は1人ですよ。議長・副議長までの計算はしていないのですが、その率で下げると9番目から下がると思います。

(会 長) 1人でも人数で割って他市との比較はできますから。事務局の方で5市の議長と副議長も報酬月額に12か月掛けて市民の人数で割って計算してみてください。それで5市の真ん中にいけば説明できると思います。参考として市長・副市長のも。

(委 員) 市長は下げてきているからね。

(会 長) ただ極端な話、私はそんなことはしないで半額でいいとかいう市長が現れると、それは市長に判断をお任せしますということになるのでしょうか、やはり水準を示しておかないと、審議会として市長はこれが水準ですよ。それからいくら下げるかは市長が考えることとなるのでは。伊予市長の額86万5千円という数字は審議会の数字ではないですよ。平成22年4月1日は87万1千円ということ条例で決めているのですか。

(事務局) 平成22年4月時点において87万1千円にして、平成23年1月か2月に開催した審議会の際に、86万9千円が妥当ではないかと答申しております。

(会 長) 審議会が86万9千円が妥当と答申して、それを86万5千円と自身が4千円下げているということですか。副市長も下げているのですか。

(事務局) 67万3千円の答申です。

(会 長) 67万3千円で答申したのが、自主的に2千円下げた。答申との差が、市長が4千円、議員は答申のとおり。
先ほどの計算は出来ましたか。

(事務局) 全職員への影響というところで回答出来なかったところですが、全職員で計算いたしますと約160円となります。先ほど申しあげました38人が一般行政職員でして、その他に給食調理員とか別の給料表を使っております職員もおりますから全部含めて160円となります。

(会 長) あまりどうこう言える金額ではないですね。

(委 員) 国家公務員と地方公務員の給料格差の是正をとか言われていますが、具体的な数字はまだ出ていないのですか。

(事務局) 現段階では、特別具体的な指示は出ていないのですが、新聞等みますと国家公務員と同じ7.8パーセント分を引下げなさいと要請があるようです。

(委 員) そのうち来るといいますか。

(事務局) 交付税を減額するとか出ています。

(会 長) これまで県や市町村等地方自治体は給料を自主的に下げたり、カットしたり努力してきているのに、今さら国家公務員が7パーセント下げたからあなた達も一緒に下げなさいというのはどうか。知事会あたりも国に対して言っておるようですが、結局、交付税を下げられたら実質そうせざるを得ないのでしょうね。名目は震災復興に使うからって私たちの所得税も上がっていますよね。税金上げるだけでなく公務員の給料も下げる。ただ、2年の時限ですかね。給料は4月から下がるのですか。

(事務局) 期間は、平成26年3月末までと聞いていますが、4月から下げるとなりますと、3月の議会に条例改正案を上程しなければならぬ間に合わない。おそらく、6月の議会に給与条例の改正案を上程して、7月からになるのではないかなと思っております。

(会 長) 来年3月末まで、地方公務員の給料が7.8パーセント下がるのですか。

(委 員) 地方の方は、合併・合併でかなりスリムになってきていますよね。職員数も減らしてきていますし、それと同調して国家公務員も縮小しているかというところどうか。何か頭でっかちな感じがします。地方にしわ寄せが来て

いますね。

(事務局) 5市の議長・副議長の市民一人当たりの負担額が出ました。

大洲市の議長が118.7円、副議長が96.6円、西予市の議長が122.8円、副議長が100円、伊予市の議長が131.3円、副議長が106.4円、八幡浜市の議長が124.4円、副議長が101.6円、東温市の議長が138.2円、副議長が112.7円です。大洲市から東温市までの5市の平均では、議長127.1円、副議長が103.4円となります。

(会長) 5市の間よりか高いですね。ちなみに伊予市の議長を平均の127.1円にした場合に議長報酬額はいくらになりますか。100円未満は構いません。

(事務局) 議長41万3千300円、副議長は33万6千200円です。

(会長) 議員はどうですか。

(事務局) 議員一人当たりにしますと30万8千200円となります。

(会長) 仮にこの額に下げたとしても9番目という順位は変わらない。東温市や八幡浜市よりは高い金額となり、いいところに収まりますね。これに職員が7.8%下げられるからそれもとなると。

(委員) 現実のことだけにしませんか。

(会長) 職員の給料を議員が審議するのだから、その時に議員自身で考えていただいたらいいことにしますか。そこまで本審議会では言えない。

ただ、委員がおっしゃられたこの考え方で行くと決めれば、来年も基本的には同様にすればいい。先のことを言ってもいけないが、毎年考え方を変えていたら思いつきみたいになりますからね。そのあたり委員の御意見はどうですか。過去は県内の同じような水準の団体と比較して、順位なりパーセントなり、公務員の給料が何パーセント下がったから同様に下げたらいいいとかで決めていたみたいですが、この一人当たりの負担額という考え方の方が市民の皆さんの理解が得られやすいのではないのかな。議員は市民の代表だからということで、人口が減ればそれに応じて変わる。それと併せ委員がおっしゃられたように期末手当やその他の経費を含めた年俸制を検討していくのも良いのではないかな。この数値の出し方はどう思われますか。

(委員) すごくいいと思います。一人当たりの負担とか考えたことがなかったものですから。金額もいいところで出ており、説明はしやすいと思います。

(会 長) その他の委員はどうですか。

(委 員) いいと思います。

(会 長) では、答申書に議長は41万3千300円、副議長は33万6千200円と具体的に金額を出すのか、パーセントとして何パーセント削減というように出すのか、あと端数はどうしますか。

(委 員) 具体的な金額で、端数は千円未満を除けましょう。

(会 長) 答申書に具体的に金額の根拠を書かなければならないのか。

(委 員) それは説明した方がいいのではないかと。

(会 長) 市民一人当たりの負担額が県下の類似規模の平均より高く、伊予市に見合った金額としましたというような表現でどうですか。理由なしに金額を載せるのはいけませんから、また先ほどの年俸制は、将来の課題で検討すべき時期に来ているということを入れても構わないと思いますけど、そのようなことでいいですか。事務局の方で法律や条例上で何か問題ありますか。

(事務局) 問題ないです。

(会 長) 市長と副市長は据置き、議会の議長、副議長、議員には理由を示すことで、それぞれ41万3千円、33万6千円、30万8千円。この場で急いで数字の計算をしたから、改めて計算して間違っていたらもう一度委員に集まっていただくというのではなく、間違っていたら報告するということで、考え方の方向としてはそういうことで構いませんか。

(委 員) それで結構です。

(委 員) 市長の報酬の決め方について、今までの審議会ですっと下げてきていると思うのですが、これも補足しておかないと。市長と副市長はなぜ据置きなのかということになる。

(会 長) 市長と副市長は、前回の内容と併せ過去の平成23年2月に答申した額よりも自主的に下げていることなどから据置きで構わないと答申書に入れるということでもいいかと。

(委 員) その方が説明しやすい。

(会 長) では、今までの内容を答申書にして事務局に準備していただき、もう一度開催して議論していただくのか、それとも事務局が作ったものを私が見て皆さんにお配りし、皆さんの御意見を伺ってそれでまとめるということにするのか。

(委 員) 今までの内容で答申書を作成していただいて、答申してもらったのでよい。議員報酬の決め方は先ほどのとおりで結構です。市長は既に自主的に下げている経緯があるということに記載していただいたのでよい。

(会 長) 皆さん以上で審議会の審議を終了してよろしいですか。それでは特別職報酬等審議会の審議はこれで終了します。2回にわたる御審議ありがとうございました。